

## 収入が減少した世帯への就学援助について

新型コロナウイルス感染症  
関連情報

教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel32-9101)

市では、経済的な理由により援助を必要とする児童・生徒の保護者に、給食費、学用品費や、1学期の学校健診で治療が必要とされた指定疾病治療費など、就学費用の一部を援助しています。特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響等により今年の収入が減少した世帯を対象に、直近の収入状況などで審査を行い、4月にさかのぼって認定を行います。

**■対象**

①みやま市内に住所を有し、公立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者または区域外就学によりみやま市立小・中学校に在学している児童生徒の保護者

②生活保護を受けていない人

③新型コロナウイルス感染症の影響などにより今年の収入が基準額以下に減少する見込みの人

※今年度の年度途中(令和2年5月以降)から就学援助認定を受けている保護者、令和2年度の就学援助を申請し認定となった保護者についても、期限(9月25日(金)までに申請を行い、要件を満たす場合は4月にさかのぼって認定します。

※令和2年度の就学援助を申請し、4月1日付で認定となっている人は、この申請をする必要はありません。

**■申請に必要なもの**

▽振込先となる保護者の金融機関通帳  
▽印鑑  
▽児童扶養手当証書(該当者のみ)  
▽収入が減少したことがわかる書類  
次のいずれかに該当するものを持参ください。

①給与等証明書(令和2年1月～12月分)または給与明細書(令和2年1月から直近まで)

②退職辞令、退職証明書、雇用保険の離職証明書または離職票、失業給付の受給資格者証の写し

③売上減少により公的資金支援を受けたことが分かる書類

④生活福祉資金の特例貸付を受けたことが分かる書類

⑤その他、収入が減少したことがわかる書類

※上記以外の書類が必要となる場合があります。申請前に、まずは問い合わせください。

**■申請期限**

9月25日(金)

期限を過ぎても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については、随時申請を受け付けます。

## 音楽で認知症予防「はつらつ音楽教室」(無料)

地域包括支援センター (Tel64-1516)

介護予防事業の一環として、音楽の専門講師による認知症予防教室「はつらつ音楽教室」を行います。

音楽には、歌に合わせて手や指先を動かすことで脳の活性化を図り、認知症予防効果があると期待されています。

この教室は全12回で、「歌う」「学ぶ」「楽器に触れる」「聴く」を柱に、楽しみながら体験していきます(新型コロナウイルス感染症防止対策を行って実施します)。

**■場所・日時**

いずれも10月～令和3年3月に実施 ※送迎はありません。

①山川総合保健福祉センター「げんきかん」

月2回、  
金曜午後1時30分～3時

②まいピア高田

月2回、  
火曜午後1時30分～3時

③舞ハウス

水曜午前10時～11時30分

**■対象**

65歳以上の市民

**■定員**

各20人程度

**■申し込み開始日**

(定員になり次第締め切り)

9月17日(休)午前8時30分～

※電話や窓口(地域包括支援センター)で申し込みください。

## みやま市がんばる地域医療福祉従事者継続支援金

新型コロナウイルス感染症  
関連情報

新型コロナウイルス感染症禍の中、地域医療および地域福祉を維持し、使命感を持って業務に従事されている職員の皆さんに支援金を支給します。

**■支給金額**

従事者1人あたり2万円

※期間中に複数の対象施設等に勤務していても、1人につき1回に限りです。

**■対象**

①市内の医療機関等、介護・高齢者施設等、障がい福祉施設等で業務に従事し、県の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」等を支給された人。

②市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、および放課後児童クラブで業務に従事する人。

**■支給要件**

利用者と接する職員で、令和2年2月20日から6月30日までに10日以上勤務していること。

※利用者と接するとは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休などで勤務していない場合は、勤務日として算入できません。

※派遣労働者や業務委託受託者も、利用者との接触を伴い、継続

して提供が必要な業務を行う場合は対象となります。

※複数の対象施設等で勤務した場合は、期間を合算して計算します。

**■申請方法**

原則として、対象施設等が申請者となり、対象施設等には申請書を市から郵送しています。対象施設の廃業などにより、対象施設等からの申請が困難な人は、直接みやま市に申請することができまので、問い合わせください。

**■問い合わせ先**

みやま市瀬高町小川5番地  
みやま市役所内

**■医療機関など**

健康づくり課 健康係  
(Tel64・1515)

**■介護・高齢者施設など**

介護支援課 介護保険係  
(Tel64・1555)

**■障がい福祉施設など**

福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係(Tel64・1530)

**■児童福祉施設など**

子ども子育て課 子ども子育て係  
(Tel64・1535)

## みやま市奨学金 奨学生を募集します

教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel32-9101)

市では、経済的な理由により高等学校などの修学が困難な学生の支援と人材育成のために、奨学金制度を実施しています。

**■対象**

令和3年4月に高等学校などへ進学予定で、次の要件を満たす生徒

▼保護者が、みやま市内に住所を有する人

▼経済的理由により就学が困難な人(世帯全員の合計所得により判定)。

▼中学2年および3年の1学期における全教科成績評定の平均値が5段階評価でおおむね3.0以上の人

▼学業に対する姿勢や生活態度(出席状況や授業態度など)が良好で、学校長の推薦に値する人

※他の制度による奨学金との重複はできません。

**■奨学金の額**

1万円(月額) ※返済の必要はありません。

**■給付期間**

高等学校等1年から3年間(高等専門学校の場合は、第1学年から第3学年までの修業期間)

**■定員**

12人(申請者多数の場合は選考します)

**■申請方法**

申請書類①②と添付書類を、在籍する中学校に提出(各中学校から、③奨学生推薦調書を添えて教育委員会に提出されます)

**■申請書類**

①奨学金給付申請書②世帯員調書③奨学生推薦調書(中学校にて作成)

**■添付書類**

▽世帯全員の収入額の確認書類(所得証明など)

※収入金額は令和元年1月から12月の収入額です。

※住民登録上同一世帯で、19歳以上(令和2年4月1日時点)の世帯員全員分が必要です。

▽世帯員で身体障害者手帳をお持ちの人は手帳の写し

※申請書等の様式は、各中学校または教育委員会(山川支所2階)に備えています。市ホームページにも掲載しています。

**■申請期限**

11月10日(火)までに各中学校へ提出

